

## 新型コロナウイルス対策に係る県制度融資 一覧表

令和4年10月1日現在

融資名		融資対象	年 利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)
経済変動対策融資	経済危機・災害復旧関係 (セーフティネット保証4号)	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等  ※実施期間 令和2年3月2日～令和4年12月31日	全部保証 1.4%	0.45% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度 5,000万円
	不況業種対策関係 (セーフティネット保証5号)	次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者(3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る)  ※指定期間 令和4年10月1日～令和4年12月31日 532業種指定	責任共有  償還期間 5年以内 1.3%  10年以内 1.5%	0.4% (県の補助後の料率)	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: small;">中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、 中小企業庁ホームページ <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</a> でご確認いただけます。 または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。</div>
	経営安定化特別関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ②最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者	責任共有 1.6%	0.45%～1.9%	運転 2,000万円 10年以内 (1年以内)
	経営環境変動対策関係	最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している中小企業者等	責任共有  償還期間 5年以内 1.5% 10年以内 1.7%	0.45%～1.9%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)
新型コロナウイルス感染症関連 借換融資		以下の保証協会付融資を受け、借入金残高を有している中小企業者等 ①令和2年5月1日から令和3年3月31日に実施した経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係) ②令和3年4月1日から令和4年3月31日までに山梨県信用保証協会が保証申込を受付した経済変動対策融資(不況業種対策関係、経済危機・災害復旧関係)	責任共有 全部保証 2.1% (借換から2年間 全額利子補給)	なし(全額補助)	運転 1,000万円 10年以内 (3年以内)

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関のリスク負担はゼロ)する制度です。